

新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既往借入金の返済が大きな負担となっている中小企業者に対し、借換えを通じて返済負担を軽減することにより、資金繰りの改善を促し業績の回復を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定める。

(1) 「既往借入金」とは、新潟市の制度融資（新潟市との合併に伴い廃止された旧市町村の制度融資を含む。）のうち借入残高のあるものをいう。対象とする市制度融資は別表第1に定めるものとする。

(2) 「借換え」とは、一つの既往借入金を新たな借入により完済すること又は複数口ある既往借入金を新たな借入によりすべて完済し一本化することをいう。

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号のすべてを満たしている者とする。

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者で新潟市に住所又は主たる事業所を有する者

(2) 本制度融資の活用により企業経営の改善が見込める者

(3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

(対象融資)

第4条 本制度融資の適用となる融資は、次の各号のすべてを満たしていることとする。

(1) 既往借入金のうち新潟県信用保証協会の保証付の融資

(2) 融資実行後6か月を経過した融資

(3) 申込時点で、据置き期間中でない融資

(貸付条件)

第5条 貸付条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 資金用途 既往市制度融資の借入金の返済。事業計画に応じて新規運転資金の借入可。

(2) 貸付限度額 3,000万円以内

(3) 償還期間 120か月以内（据置き36か月以内）

(4) 貸付利率 年1.80%

(5) 返済方法 月賦

(6) 担保保証人 必要により

(7) 借換方法

ア 経営安定関連保証による借換え

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項各号のいずれかの認定を受けられる者

イ 危機関連保証による借換え

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の認定を受けられる者

ウ 一般保証等による借換え

経営安定関連保証及び危機関連保証の利用要件に該当しない者

(取扱金融機関)

第6条 株式会社第四北越銀行、株式会社大光銀行、株式会社秋田銀行、株式会社きらやか銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北陸銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、新潟県信用農業協同組合連合会。

2 借換元と借換先の金融機関については、特に制限を設けない。

(融資の申込み)

第7条 融資を受けようとするものは、融資申込書(別記様式第1号)に、次に掲げる必要書類を添付し市長に申込みこととする。

- (1) 既往借入金の残高証明書
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 第3条第3号であることを誓約する書面
- (4) 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の認定書(第5条第7号ア及びイに該当する者に限る。)

(融資対象者の認定及び金融機関との協議)

第8条 市長は前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し融資を適当と認めるときは、申請者に対して融資対象者認定書(別記様式第2号)を交付するとともに、金融機関に対して融資対象者協議書(別記様式第3号)により協議する。

2 借換元と借換先の金融機関が異なる場合は、借換元の金融機関に対して繰上償還予定通知書(別記様式第4号)を発行する。

(繰上償還手続き)

第9条 本制度融資により貸付けを受けたものは、同日中に借換元の融資を繰上償還しなければならない。

2 繰上償還を受けた金融機関で、借換先が同一の場合は、審査結果報告書及び完済証明書(別記様式第5号)を、借換先が異なる場合は、市制度融資完済報告書(別記様式第6号)を貸付け及び償還後、速やかに市長に報告しなければならない。

(報告)

第10条 本制度融資を実行した金融機関は、毎月末日までの貸付状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(貸付資金)

第11条 市長は前条による報告を受けたときは、本制度融資の運用資金として、取扱金融機関に対し予算の範囲内の額を預託する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に、2.25倍を乗じた額以上の額を融資するものとする。

(融資決定の取消し)

第12条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第3条第3号に該当しないと認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資決定を取り消した場合は、その旨を当該融資決定を受けた者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年2月20日から施行する。

(利用制限の特例)

2 平成21年12月1日から平成22年3月31日までに融資実行するものについては、第7条第2項の規定は適用しない。

3 平成22年12月1日から平成23年3月31日までに融資実行するものについては、第7条第2項の規定は適用しない。

4 平成23年12月1日から平成24年3月31日までに融資実行するものについては、第7条第2項の規定は適用しない。

5 平成24年12月1日から平成25年3月31日までに融資実行するものについては、第7条第2項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。ただし、第6条については同年5月7日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第2条関係）

新事業展開資金，あんしん未来資金，地方産業育成資金，一般融資，一般融資（障がい者雇用推進枠），無担保無保証人融資，小規模企業振興資金，小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠），経営支援特別融資，中小企業資金繰り円滑化借換融資，中小企業開業資金，工場等新增設資金，設備近代化資金，中小企業振興資金，商店街等活性化対策資金

（宛先）新潟市長

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資申込書

申込金額	円
申込金融機関・本支店	本・支店
借入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
借換方法	<input type="checkbox"/> 経営安定関連保証 <input type="checkbox"/> 危機関連保証 <input type="checkbox"/> 一般保証等

※借換元融資について

市制度融資名	取扱金融機関・本支店	当初借入額	現在残高	月返済額	融資期間
	本・支店	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
	本・支店	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
	本・支店	円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
小 計			円	①	
申込時から融資実行までの間の返済額			円	②	
増額借入希望額			円	③	
合 計			円	(①-②+③)	

注 融資実行後6か月を経過していない借換元融資及び据置期間中の借換元融資は対象外

○添付書類

- 1 納税証明書（新潟市の制度提出用）
- 2 各借換元融資の貸出残高証明書類（残高証明書）
- 3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- 4 経営安定関連保証及び危機関連保証に該当する者は、セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項各号及び第6項のいずれか）の認定書の写し

新 一 号の2
年 月 日

様

新潟市長
(担当：)

融資対象者認定書

に申請のありました新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資
につきましては、融資要綱に基づく審査の結果、下記の条件で対象者と認定します。

記

融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

借換元融資制度名

融資限度額

取扱金融機関

融資条件

- ①取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること
 - ②当融資貸付日と同日に借換元融資を全額償還すること
- 以上の条件をすべて満たすこと

新 ー 号の3
年 月 日

様

新潟市長
(担当：)

融資対象者協議書

に申請のありました新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資
について、融資要綱に基づく審査の結果、下記の条件で対象者と認定します。つきま
しては貴行に融資の可否について協議します。

記

融資対象者 住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）

借換元融資制度名

融資限度額

取扱金融機関

融資条件 ①取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること
②当融資貸付日と同日に借換元融資を全額償還すること
以上の条件をすべて満たすこと

新 ー 号の4
年 月 日

様

新潟市長
(担当：)

繰上償還予定通知書

付新 第 号の2及び3にて、下記のとおり新潟市中小企業
資金繰り円滑化借換融資の認定及び協議をいたしました。つきましては当借換融資の
実行によって貴行取扱の下記融資の繰上償還が予定されますので通知いたします。

記

融資対象者	住所（所在地）
	商号（法人名）
	氏名（代表者名）
	繰上償還予定金額
	借換予定金融機関
借換元融資制度	制度名
	貸出金額 円
	貸出期間 年 月 日～ 年 月 日
	制度名
	貸出金額 円
	貸出期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

（宛先）新潟市長

取扱金融機関
（担当者： ）

審査結果報告書 及び 完済証明書

付新 第 ー 号の3で融資の協議がありました新潟市

中小企業資金繰り円滑化借換融資について、下記のとおり報告いたします。

記

審査結果報告書

住所（所在地）	
商号（法人名）	
氏名（代表者名）	
貸付状況	全額 減額 否決 取下げ
貸付金額	円
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日まで (据置 か月を含む)
保証制度	<input type="checkbox"/> 経営安定関連保証 <input type="checkbox"/> 危機関連保証 <input type="checkbox"/> 一般保証等
返済方法	年 月 日から 年 月 日まで か月 毎月 円× 回＝ 円（a） その他 初回 or 最終回＝ 円（b） ※（a）＋（b）＝貸付金額

借換元融資完済報告書

貸出日	制度名	繰上償還額	繰上償還日
年 月 日		円	年 月 日
年 月 日		円	
年 月 日		円	

（※貸出日から翌月10日までに当報告書を提出して下さるようお願いします。）

年 月 日

（宛先）新潟市長

取扱金融機関
（担当者： ）

市制度融資完済報告書

付新 第 一 号の4で通知のありました新潟市中小企業
資金繰り円滑化借換融資について、下記のとおり報告いたします。

記

融資対象者 住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）

借換元融資制度 制度名
貸出金額 円
貸出期間 年 月 日～ 年 月 日
繰上償還日 年 月 日

制度名
貸出金額 円
貸出期間 年 月 日～ 年 月 日
繰上償還日 年 月 日

※償還後速やかにご提出ください